

仕 様 書

1. **案 件 名** 令和7年度下期香川県立丸亀病院白灯油単価契約
2. **契 約 期 間** 令和7年11月1日～令和8年3月31日
3. **品名及び規格** 灯油（白灯油 JIS1号以上）
4. **用 途 及 び** ボイラー等の機器類の燃料
予定見込数量 約 100,000 リットル（なお、予定見込数量は給油数量を保証するものではなく、数量が増減しても異議を申し立てないものとする。）
5. **納 入 場 所 等** 香川県立丸亀病院（香川県丸亀市土器町東九丁目 291 番地）（以下「当院」という。）のボイラー用地下タンク（1基：容量 19,000 リットル）に給油する。
6. **納 入 方 法**
 - (1) タンクローリー車等による給油タンク給油
 - (2) 納入時は灯油（白灯油 JIS1号以上）を取り扱うことができる危険物取扱者の資格を有する者が当院の立会いのもと数量を確認し検査を受けるものとする。
 - (3) 給油の終了後、納品書を当院に交付すること。
 - (4) 搬入等の作業は建物の施設・設備を傷めることのないよう留意すること。万が一、建物の施設・設備を破損した場合は契約担当者に速やかに連絡し、その指示に基づき、受注者の負担で修繕すること。
7. **納 入 期 限** 当院が指定する期限。原則として前日までの発注とする。即日納入を依頼することもあるため速やかな対応が可能であること。
8. **協 力 体 制** 災害時には、当該施設の発注量を極力確保するとともに必要に応じて迅速に納入すること。
9. **そ の 他**
 - (1) 本契約は白灯油について1リットル当たりの単価契約とする。なお、契約単価には消費税及び地方消費税を含むものとする。落札者との契約は入札単価に消費税及び地方消費税を乗じ、小数点以下第3位以下の端数を切り捨て算出した金額を契約単価とする。
 - (2) 請求は月末締めとし、翌月5日までに香川県立丸亀病院長あてに提出する。請求額は契約単価に1か月分の納入数量を乗じた（1円未満の端数を切り捨てた）額とする。
 - (3) 本入札はかがわ電子入札システムにより入札を行う。
 - (4) 白灯油の単価変更については、経済産業省資源エネルギー庁が発表する石油製品価格調査の給油所小売価格調査（灯油（配達））において、「当該契約入札開始日直前の週次調査（発表日）」と「毎月25日直前の週次調査（発表日）（以下「週次調査」という。）」（変更契約を行っている場合は、変更契約時適用週次調査と週次調査）とを比較して石油製品小売市況調査（香川）で2円以上の値上げ（値下げ）があった場合、その差額分を上限に単価改定について双方協議のうえ原則として契約単価を改定するものとする。
 - (5) その他の特別な事由が生じたときは、双方協議のうえ単価契約を改定できるものとする。
 - (6) 仕様書に記載がない事項については、別途協議することとする。